

プラシア山口 サッカースクール 規約

第1条 (名称・所在地)

本スクールは、プラシア山口サッカースクールと称し、その事務所は山口県防府市戎町1-8-24マイホームビル4Fに所在する。

第2条 (入会手続き)

入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意、署名捺印の上、当クラブに提出する。

第3条 (入会金、年会費、月会費、ウェア代について)

- ◆ 入会金 4,000円
- ◆ 年会費 週1回 (3,000円) / 週2回 (5,000円)
- ◆ 月会費 週1回 (3,000円) / 週2回 (5,000円)
- ◆ 練習着 サイズ130~160 (3,500円) / サイズS~L (3,800円)
- ※ 兄弟割引は、月会費を2人目1,000円引き、3人目1,500円引きとする。
- ※ 月会費は、銀行の自動送金システムを必ず利用し、28日に下記に送金する。
- ※ 理由なく会費などの入金を怠った場合は、督促状を送付する。尚その後も入金なき場合は、会員としての資格を失う。

第4条 (指導)

本スクールが定めた指導方法により年齢と心身の発達に応じた一貫した指導を行う。具体的な指導方法は各コーチが決定する。(各コーチがブログで練習風景をアップします。)

第5条 (休会)

休会(引き続き1ヶ月以上休む場合をいう。)を希望する会員は、休会届を提出する必要がある。本スクールが認めた場合は、休会期間の月会費を免除する。

第6条 (退会)

退会届を提出してもらい、会費の振込みは各自で停止する。月会費については、退会月まで支払うものとする。

第7条 (傷害事故)

活動中の事故については本クラブが応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。

第8条 (傷害事故の補償)

会員は、入会時及び更新時にスポーツ傷害保険に加入する。保険料は、本スクールが負担し、本スクールの活動中および往復中における事故については、当該スポーツ傷害保険の補償範囲内でのみ補償する。

第9条 (免責)

本スクール内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた事故やトラブル盗難について本スクールは一切責任を負わない。

- 振込み先 -

東山口信用金庫 本店 普通 0683699 プラシア山口 代表 丸山誠治
